

別表六（十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和8年改正前の措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額10」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。